

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは各種無料相談窓口にご相談してみたいはいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と体温測定の実施にご理解、ご協力をお願いします。お出かけ前に、ご自宅で体温を測定し、37.5℃以上ある場合のほか、咳症状や倦怠感などがある場合は、相談を見合わせてください。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

弁護士が相談に応じます。

期日 7月6日(金)・20日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ
☎市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。

期日 7月13日(金)・27日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
☎ライフサポートセンターしずおか
しだはい事務所 ☎054(646)6055

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。

期日 7月19日(金)
時間 10:00～15:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:15～16:00
会場 さざんか
☎家庭児童相談室 ☎030083

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要です。

期日 7月20日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎0547@6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 7月6日(金)・20日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎030088

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
☎長寿介護課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 7月15日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良保健センター
☎地域包括支援センターさがら ☎031900



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

農業関係の補助事業一覧(抜粋)

補助事業名	内容	要件	補助率	補助額単価	担当
中山間地域等直接支払事業	景観の維持・荒廃農地の発生防止のため、傾斜地で耕作を行う農業者に対して交付するもの [令和3年度実績] 参加集落数:7集落 参加者数:37人 交付金額計:187万円	①旧榛原町地区 ②平均斜度15度以上の畑	[国] 2分の1 [県] 4分の1 [市] 4分の1	要件により異なるため詳細はお問い合わせください	農林水産課 農地農政係 ☎02618
荒廃農地再生・集積促進事業費補助金	景観の悪化や病害虫の発生を助長するなど、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れのある荒廃農地を解消するためのもの	①市の調査により指定を受けた荒廃農地 ②事業実施者が認定農業者などであること ③農振農用地(青地) ④10a当たりの事業費が10万円以上かつ総事業費200万円未満 ⑤中間管理機構を活用した貸借契約を6年以上結ぶ	[市] 2分の1 (別に県2分の1の補助有)	10a当たりの事業費が10万円以上かつ総事業費200万円未満	
野生鳥獣被害防除設備設置事業費補助金	農業被害を防止するために設置する柵などの購入経費を補助するもの(ワイヤーメッシュ柵や電気柵など)	①市内農地において営農し、収入を得ている農業者 ②購入前に申請書を提出	購入経費 2分の1 以内	上限5万円	農林水産課 特産係 ☎02618
鳥獣被害防止総合対策交付金	農業被害を防止するために設置する柵などの購入経費を補助するもの(ワイヤーメッシュ柵や電気柵など)	①3戸以上の農家 ②事業前年度の9月末までに要望書を提出し、事前に補助金の審査を受けること	購入経費 10分の10	上限単価あり 詳細はお問い合わせください	
茶園集積推進事業	農地中間管理機構から借り受けた農地の茶樹に対して行う中切り・台切り、畝方向の統一などの改良経費へ支援するもの	農業経営を行う茶工場、茶工場の中心となる担い手(個人可) *認定農業者	[県] 2.5万円/ 10a [市] 2.5万円/ 10a	5万円/10a (定額)	
茶複合経営推進事業「茶+α」	茶園から他の農作物への転換に伴う経費に対して補助するもの 【伐根により生じる茶樹の処分費用、圃場環境整備(整地、土壌改良資材)、転作物物の苗代、肥料、資材など】	①市内に住所を有する農業者、農業者で構成された団体、農業生産法人で40a以上耕作している者 ②5a以上の転作(作物の指定有) ③耕作している茶畑が2分の1以上残っていること	定額	10万円/10a (転作初年度のみ) *上限30万円	お茶振興課 お茶振興係 ☎02621
茶海外輸出等支援事業補助金	輸出に向けた残留農薬調査や有機JAS認定取得などに係る経費について補助要件に基づいて支援するもの	①市内に住所を有する農業者、農地所有適格法人、荒茶生産組織、茶商 ②国・県等の同様の補助金等の交付対象となっていないこと など	対象経費 2分の1 以内	上限5万円	
経営体樹園地再編整備事業	農業者が自ら行う簡易な基盤整備を県が機動的に助成・整備するもの(①畑面整備、②畝向き修正、③枕地・耕作道の区画拡大、④暗渠排水、⑤末端畑地かんがい設備)	①区画を拡大する茶園(暗渠排水、末端畑地かんがい設備は除く) ②対象園地全てを担い手が耕作すること など	[国] 定額	一般的な工事費の50%相当額を定額で助成 施工は、農業者自らが実施	志太榛原農林事務所 農村整備課 ☎054(644)9123
多面的機能支払交付金事業	農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもの	地区で立ち上げた活動組織が行う農地法面の草刈り、水路の泥上げ、水路・農道・ため池などの軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動(*)に対して支援 *市で認定した事業計画に基づく		詳細はお問い合わせください	お茶振興課 基盤整備係 ☎02621

上記のほか、「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」、「CHAOIプロジェクト推進事業」、「農業基盤整備促進事業」、「経営所得安定対策」などさまざまな補助事業があります。事業では、農産物処理加工施設(荒茶加工機械など)、集出荷貯蔵施設、防霜施設などの整備と更新や、農業用機械等の導入(リース導入)、茶園の改植、基盤整備(区画整理)などができます。それぞれ条件などがありますので、事前にお茶振興課または農林水産課へお問い合わせください。